

「千葉県こども・若者みらいプラン」の概要

第1章 計画策定にあたって

【計画の位置づけ】都道府県こども計画（こども基本法第10条第1項に規定）
「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」、「千葉県青少年総合プラン」、
「千葉県子どもの貧困対策推進計画」、「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を一体的に策定

【計画期間】 令和7年度～令和11年度（5年間）

【計画の対象】 全てのこども・若者と子育て当事者
 ＊年齢で区切らず、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

○少子化の進行 ○子育て家庭を取り巻く状況 ○こども・若者を取り巻く状況 ○グローバル化の状況等 ○生命・安全の危機 ○こどもの権利の現状

第3章 計画の基本的事項

【基本理念】

みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉
 ～全てのこども・若者が、おとなや社会の支えを受けながら、仲間と支え合い、
 個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくり～

【基本的方針】

①子ども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

②子ども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

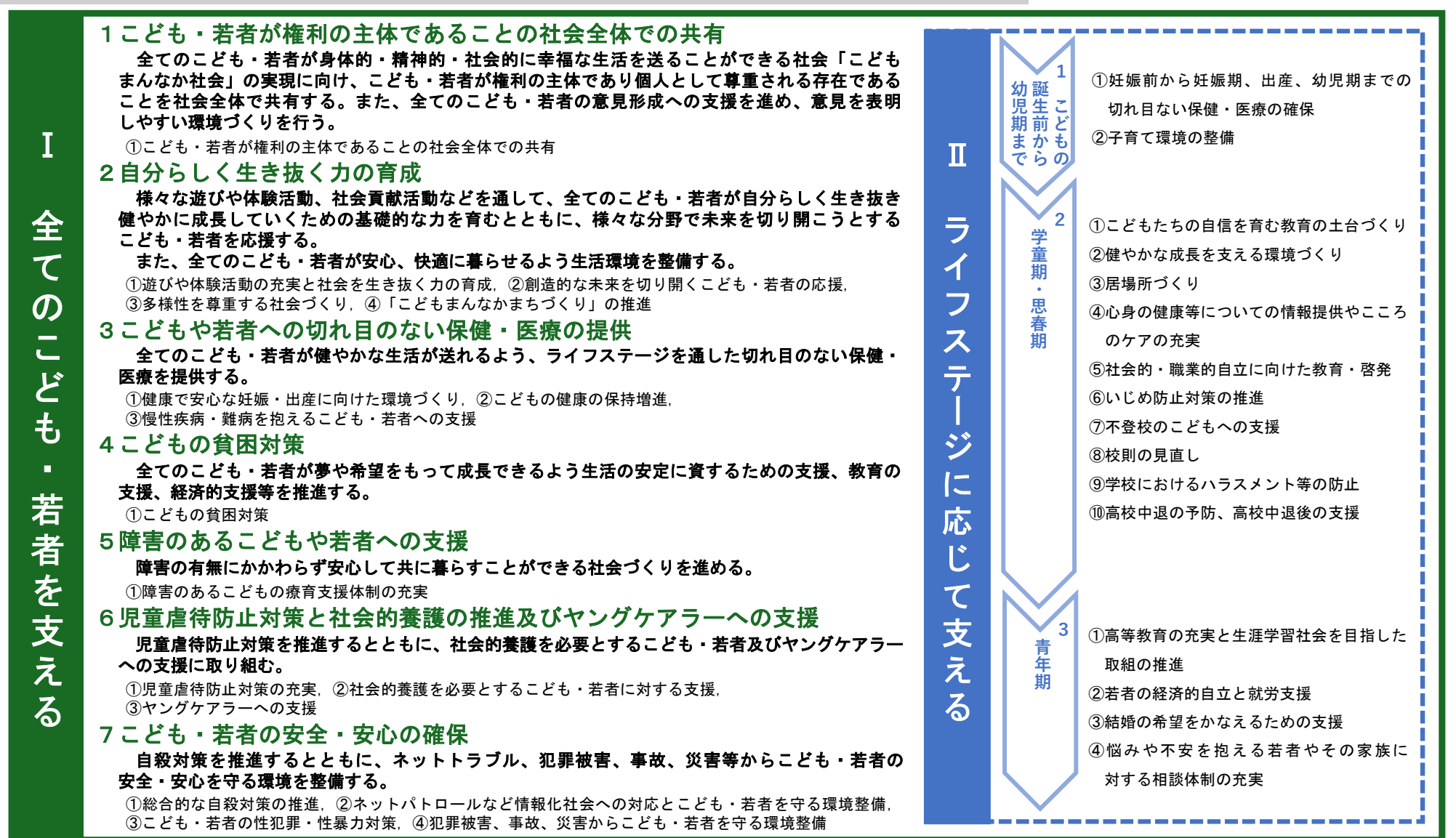
さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく包括的に支える。

④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る
若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるような支援する。
多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

第4章 具体的施策の展開



Ⅲ 社会全体で子育てを支える

①社会全体でこどもを育てる環境づくり ②共育での推進 ③子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ④ひとり親家庭等への自立支援の推進

第5章 幼児期の教育・保育の提供体制

国の定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、市町村と連携の上、幼児期の教育・保育を提供していく。

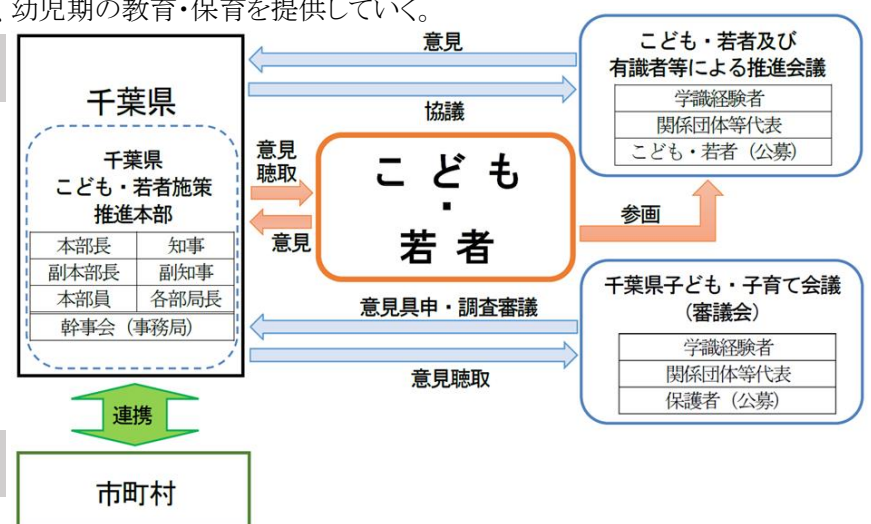
第6章 推進体制及び進行管理

本計画を着実に実施するため、右図の体制のもと、推進

【こども・若者の意見聴取】 こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための支援を行い、様々な工夫を積み重ねながら、意見聴取に取り組む。

【進行管理】 毎年度、計画に掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表するとともに、評価に基づき必要に応じて改善を図り、施策の効果的な推進に努める。

【市町村、関係機関等との連携】 県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要。



第7章 施策推進の目標

本計画の着実な推進を図るため、施策の目標項目を設定：**140項目**（再掲含む）